

知 事 表 彰 要 件

	表彰区分	要件	
1	民生委員・児童委員	14年以上	会長表彰受賞（※）
2	社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者 又は社会福祉事業従事者	18年以上	会長表彰受賞（※）
3	社会福祉施設又は社会福祉団体	功績が特に顕著	-
4	介護老人保健施設職員	18年以上	会長表彰受賞（※）
5	ボランティア（団体を含む。）	個人15年以上 団体10年以上	会長表彰受賞（※）
6	共同募金活動奉仕者（団体を含む。）	個人15年以上、団体10年以上	共同募金会会長表彰受賞（※）
7	社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）	個人200万円以上、団体500万円以上	-
8	自立生活障害者	他の模範であると認められる者	-
9	保護司	12年以上	会長表彰受賞（※）
10	里親	他の模範であると認められる者	里親会理事長表彰受賞
11	社会福祉事業協助者（団体を含む。） ※この区分だけ「感謝状」	個人20万円以上、団体50万円以上 （3ヶ年の寄付合計）個人30万円以上、団体60万円以上	-

（※）前年度受賞者は除く

埼玉県社会福祉大会会長表彰及び
埼玉県共同募金会会長表彰を受賞
した後、一年以上経過した者を対
象とする